

令和4年度（5年度採用）小城市職員採用統一試験実施要領

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条に基づき、令和4年度小城市職員採用試験を次のとおり実施します。

なお、第一次試験は、佐賀県内の市町・一部事務組合と統一して実施し、第二次試験及び第三次試験は小城市において行います。

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定	職務内容
一般事務A（高卒程度）	7人程度	各部局において一般事務に従事します。
一般事務B（高校新卒）	2人程度	各部局において一般事務に従事します。
一般事務E（障がい者）	若干名	各部局において一般事務に従事します。

2 受験資格

試験区分	要件
一般事務A（高卒程度）	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人
一般事務B（高校新卒）	学校教育法に基づく高等学校を令和5年3月に卒業見込みの人
一般事務E（障がい者）	<p>次の①②のいずれにも該当する人</p> <p>① 以下のいずれかに該当する人</p> <p>ア 申込日現在、身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人</p> <p>イ 都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）又は産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）の交付を受けている人</p> <p>ウ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人</p> <p>エ 知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者であると判定された人</p> <p>オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人</p> <p>② 活字印刷文による出題及び口頭による面接試験に対応可能な人</p>

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 小城市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時、会場、方法及び合格者発表

(1) 第一次試験

ア 試験日

令和4年9月18日（日曜日） 午前9時30分 集合

イ 試験会場

佐賀県立佐賀工業高等学校（佐賀市緑小路1番1号）

ウ 試験の方法

試験区分	科目	時間	内容
全試験区分共通	教養試験	120分 (10:00~12:00)	高校卒業程度の一般的知識及び知能についての5肢択一式40題の筆記試験（出題予定分野は別表のとおり）

(別表) 出題予定分野一覧

教養試験	<ul style="list-style-type: none">・時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題（20題）・文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（20題） <p>※ 古文、哲学、文学、芸術等、国語の出題はありません。</p>
------	--

エ 第一次合格者発表

令和4年10月上旬に、合格者を小城市役所に掲示するほか、本人に通知します。

(2) 第二次試験

ア 日時及び会場

令和4年10月中に行う予定です。日時及び会場は、第一次試験合格者に通知します。

イ 試験の方法

適正検査、作文試験、班別討議を行います。

(3) 第三次試験

ア 日時及び会場

令和4年11月上旬に行う予定です。日時及び会場は、第二次試験合格者に通知します。

イ 試験の方法

面接試験を行います。

(4) 最終合格者発表

令和4年11月中旬に小城市役所に掲示するほか、合格者に通知します。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、それぞれ試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。名簿の有効期間は、令和5年4月1日から原則として一年間とします。
なお、名簿に登載されても必ず全員が採用されるとは限りません。
- (2) 採用は、欠員補充等必要が生じた場合行うこととなりますが、特定の勤務地、勤務箇所を強く希望している場合又は成績が下位の場合等は採用が遅れることや、採用されない場合があります。

5 給与（令和4年4月1日現在）

一般事務A（高卒程度）、一般事務B（高校新卒）、一般事務E（障がい者）の給与は、高校新卒の場合原則として行政職給料表1級5号給（現行給料月額150,700円）が支給され、学歴及び職歴により調整されます。

このほか、期末・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、その他の手当が該当者にそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込事前準備

インターネットによる申込のみ受け付けます。申込に当たっては、事前に以下のア～エのものを準備してください。

ア パソコン又はスマートフォン

スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。また、ウェブブラウザの推奨環境は、Google chrome の最新版です。Internet Explorer 及びMicrosoft Edge には対応していません。

イ 迷惑メールフィルターの設定

以下のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定してください。なお、電子メールの設定方法については、各自で確認してください。また、電子メールの設定不備や通信障害等については、本市で一切の責任を負いません。

「city.ogi.lg.jp」 「cbt-s.com」 「bsmrt.biz」

ウ 顔写真データ

令和4年4月以降に背景を無地で撮影したもので、上半身、脱帽、正面向きの本人と確認できるものがが必要です。

なお、顔写真は、本人確認のために使用する重要な資料ですので、写真館などで撮影された明瞭な写真を準備してください。

※ 写真データは、以下のいずれも満たすものがが必要です。

- ① 写真サイズの縦横比 4 : 3
- ② 登録可能なデータ形式 「.gif」 「.jpeg」
- ③ サイズ 最大2MB

エ 障害者手帳等の画像データ

一般事務E（障がい者）を受験する場合は、受験資格における①のア～オを証する手帳等をスキャンした画像データを準備してください。

(2) 申込方法等

以下のホームページから申込専用サイトへ接続してください。

小城市ホームページ (<http://www.city.ogi.lg.jp>) ⇒ 暮らしの情報 ⇒ 採用・募集・登録情報 ⇒ 小城市職員採用試験 ⇒ 令和4年度（令和5年度採用）小城市職員採用試験 ⇒ 一般採用試験（職員採用統一試験）

① 申込専用サイトでメールアドレス等を仮登録

② 仮登録完了のメールを受診した後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内で「エントリー」から必要な情報を入力してください。

③ 本登録完了メールを受診し、受験申込完了です。

※ 本登録後24時間を経過しても完了メールが届かない場合は、受付期間の終了期限までに小城市総務部総務課人事給与係までお問い合わせください。

(3) 申込期限等

7月11日（月）8時30分から8月16日（火）17時までに市のサーバーに到着したものを受け付けます。申込に当たっては、時間に余裕をもってお申し込みください。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによるシステムトラブルの責任は一切負いません。

(4) 受験票の交付

受付申込後に申込専用サイトにおいて受験票を交付しますので、申込受付時のID及びパスワードは必ず控えておいてください。交付された受験票は、A4サイズで印刷（拡大／縮小印刷等サイズ変更はしない）後、受験票を切り取り、必ず試験会場に持参してください。

7 試験結果の開示

教養試験の結果は、小城市個人情報保護条例第15条の規定により、口頭で開示を請求することができます。電話、はがきによる請求はできません。

請求期間：結果発表後1か月間（ただし、第1次試験の合格者にあつては第二次試験合格発表後1か月間、第二次試験合格者にあつては最終合格発表後1か月間）

8 問い合わせ先

小城市役所総務部総務課人事給与係 担当 田中、栗原

〒845-8511

佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2

電話：0952-37-6112（直通）

※ この試験の実施に伴い御提出いただいた個人情報は、採用のためにのみ使用し、それ以外の目的のために使用することはありません。